

関係各位

## ジェル等の化学工業調製品等を封入した物品の分類について

プラスチック製の袋状等の容器に冷却・温熱効果を有するジェル等の化学工業調製品等を封入したものを紡織用繊維製の側地の中に入れ又は結合した物品(以下「ジェル製品」といいます。)については、次のとおり分類することとなりましたのでお知らせします。

### 1. 製品の概要

ジェル製品は、体温と詰物のジェルとの熱伝導を利用し、体に触れるとひんやり感が得られるもので、(冷却)ジェルパッド・ジェルマット・ジェルシート、クーリングシート、冷却座布団、冷却枕といったように省エネ製品として様々な名称で商品化されています。

### 2. 具体的分類

ジェル製品については、寝具類、衣類又は衣類附属品等(以下「寝具類等」といいます。)関税率表の品名欄に記載された物品であると認められる場合は、従来どおり、関税率表の解釈に関する通則(以下「通則」といいます。)1を適用して各々の項に分類することとなりますが、通則1により分類することができない寝具類等以外の物品の場合は、次のとおり取り扱うこととなります。

#### (1)見直し前

寝具類等以外のジェル製品は、通則3(b)を適用したうえで、当該物品に重要な特性を与えているのは紡織用繊維製の側地にあるとして、関税率表第63.07項(その他の紡織用繊維製品)に分類してきました。

#### (2)見直し後

寝具類等以外のジェル製品は、基本的に、通則3(b)により冷却・温熱効果を有する詰物が重要な特性を与えているものとして、当該詰物の属する項に分類されることとなり、この場合、関税率表第38.24項又は第39.26項に分類される可能性があります。

ただし、下記イ又はロのような物品については、紡織用繊維製の側地が重要な特性を与えていると認められる可能性がありますのでご留意願います。

イ. 紡織用繊維製の側地を特殊なデザイン・形状にした物品

ロ. 紡織用繊維製の側地の表面積に比べ、詰物の冷却・温熱効果が及ぶ表面積が極端に小さいもの

(注)通則3(b): 混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であって、(a)の規定により所属を決定することができないものは、この(b)の規定を適用することができる限り、当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。

### 3. 関連する税関手続き等

#### (1) 事前教示

過去において、税関に事前教示照会が行われたもので、今回、分類が変更となるものについては、税関(首席関税鑑査官)より変更のお知らせをしています。この際、税関が更正(減額)を行う場合がある旨も併せてお知らせしています。

#### (2) 同種貨物の通関

##### ① 税関において補正の懲憑を行ったもの

過去に輸入された貨物で、今回、分類の変更となるものと同種の貨物を、輸入申告時に税関の指摘により、関税率表第63類に補正されたものであっても、事情によっては、

- ・平成23年12月1日以前に輸入許可  
輸入許可日以降3年間
- ・平成23年12月2日以降に輸入許可  
輸入許可日以降5年間

は税金の還付を受けられる場合がありますので、税関にご相談ください。その際には、輸入申告関係書類、税関の指摘により補正した事情がわかる資料、輸入された貨物、側地及びジェルの材料に関する資料の提出が必要となりますので、ご準備のうえご相談願います。

##### ② 上記①以外のもの

過去に輸入された貨物で、今回、分類の変更となるものと同種の貨物を、当初から関税率表第63.07項で申告されたものであっても、事情によっては、平成23年12月2日以降に輸入許可がなされたものについては、輸入許可日以降5年間は税関に更正の請求を行うことにより税金の還付を受けられる場合がありますので、税関にご相談ください。

なお、更正の請求の際には、輸入申告関係書類、輸入された貨物、側地及びジェルの材料に関する資料の提出が必要となりますので、ご準備のうえご相談願います。

### 4. その他

今回の分類の見直しに係るジェル製品には様々なものがあり、これらは関税率表第38類、39類又は63類のいずれかに分類される場合がありますので、今後同種の貨物について輸入申告の予定がある場合には、貨物サンプル並びに側地及びジェルの材料に関する資料をご準備の上、文書による事前教示照会を行って頂くようお願いいたします。

#### 本件にかかる問い合わせ先

<3.(2)について>	業務部通関総括第1部門	Tel 03-3599-6337
<上記以外について>	業務部首席関税鑑査官	Tel 03-3529-0700
	(相談官経由)	